

第3次 湯梨浜町教育振興基本計画の策定について

1 改訂の趣旨

教育基本法により、国は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成20年度に教育振興基本計画を、平成25年度に第2期教育振興基本計画を、平成30年度に第3期教育振興基本計画を策定しました。第3期教育振興基本計画では、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指すとし、「教育立国」の実現に向けた取組を進めています。地方公共団体としては、国の教育振興基本計画を参酌しながら、地域の実情に応じた教育の振興に関する基本的な計画を定めるよう求められています。

これを受けて湯梨浜町では、平成24年8月に「次代を担う 心豊かな 人づくり」を基本理念に第1次教育振興基本計画を、平成28年3月「志をもって 共に学び 明日を拓く 人づくり」を基本理念に第2次教育振興基本計画を策定し、計画的に学校教育や社会教育の充実に取り組んできました。

このたび令和2年度末で第2次計画期間が終了することに伴い、第2次計画の成果と課題を踏まえ、今後5年間の本町の教育施策の方向性を示すために新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

教育振興基本計画（以下、「計画」という。）は、中長期的に取り組むべき本町の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組の方向性を示すものです。教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「湯梨浜町教育大綱」を踏まえて策定します。

また、本計画は、町政全般の基本方針である「湯梨浜町第4次総合計画」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画との整合を図りながら教育施策を推進していきます。

3 対象範囲

湯梨浜町教育委員会が所掌する教育の取組を範囲とし、策定主体は湯梨浜町教育委員会とします。

4 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、特段の必要があれば、見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

5 計画の構成

湯梨浜町教育が中長期的に目指すべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえて湯梨浜町教育で育てたい、具体的な能力などを「基本理念を支える4つの力」として示しています。

湯梨浜町教育の抱える諸課題を解決するため、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき方向性を「目標」としてまとめました。

具体的な施策を実施するに当たり、「目標」ごとに、5年間に達成しようとする施策や数値目標を設定するとともに、毎年度、取り組む行動計画を「教育要覧」として別に定め、取組を検証、評価するとともに、新たな取組へ反映させていくこととします。

6 湯梨浜町教育振興基本計画検討委員会

学識経験者や保護者、地域住民等の代表を委員の構成とする（14名）。

7 策定スケジュール(案)

月	検討委員会	専門部会	教育委員会	町議会
5			素案作成 設置要綱策定 委員募集	
6	第1回検討委員会 (令和2年6月29日) 【第2次計画の総括(成果と課題)】 【教育の現状と今後の課題】 ↓ 【めざす子ども像】 ↓ 【施策の方向性・策定の視点】 ↓ 【重点目標】と【重点施策】		素案作成 【施策項目】 【数値目標】	
7		第1回専門部会 令和2年7月中旬 【素案検討】	素案修正	
8		第2回専門部会 令和2年8月上旬 【素案検討】 ※第3次教育振興基本計画の大枠が完成	素案修正	
	第2回検討委員会 (令和2年8月下旬) 【第3次教育振興基本計画(素案)検討】		素案修正	
9		パブリックコメントの実施(9月~10月上旬)	素案修正	
10	第3回検討委員会 令和2年10月中旬 【第3次教育振興基本計画(素案)の最終検討】		最終確認	
11				議会上程
12				
1				
2			印刷・製本 広報 配布	
3				